

区民等の意見の全文と区の考え方

※網掛けの部分は、計画に反映させた意見

No.	意見(全文)	区の考え方	修正の有無
全般的なご意見			
1	計画拝見し、是非この内容で施行していただきたいと思いました。	ご意見の趣旨を踏まえ、計画に記載の取組を進めてまいります。	無
2	<p>アメリカではトランプ大統領が当選し脱炭素からの転換が来年から始まります。ドイツはEV 推進を大幅に後退させました。地球温暖化の原因が二酸化炭素であるという根拠はなく、世界的な脱炭素詐欺が終わろうとしています。</p> <p>東京都は二酸化炭素を吸収する葛西臨海公園の貴重な樹木を伐採して、太陽光パネルを設置しようとする矛盾した行動をしています。太陽光パネルは20年から30年で大量の廃棄物として処理不能となり環境問題を引き起こします。</p> <p>「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」の導入そのものに反対します。</p>	<p>地球温暖化については、「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の報告等を踏まえ、防止に向けた世界的な合意がされていると認識しています。</p> <p>都の「太陽光発電設置解体新書」に記載のとおり、太陽光パネルはリサイクルが可能であり、首都圏にも複数のリサイクル施設があります。</p> <p>太陽光発電パネルの戸建住宅等への設置は、効果的に再生可能エネルギーの導入拡大を図ることができるため、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の導入は必要と考えております。</p>	無
3	<p>■「杉並区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画(案)」について;</p> <p>・骨子に賛同します。否定する箇所はありません。全国で同時に始動している基本的な内容になっています。</p>	ご意見の趣旨を踏まえ、計画に記載の取組を進めてまいります。	無
4	<p>・また、全体を通じて「杉並区」の個性が浮き彫りになっている計画案とは感じられません。</p> <p>・区民の化学反応を醸成するような、「杉並区」ならではの計画案とするために、内容の付加が必要と感じられます。</p> <p>・■杉並区民が大事にしていること;</p> <p>・「第4章 再エネ利用設備の設置にあたって配慮する事項」→「4-3 景観への配慮」のところが重要です。</p> <p>・「・・・区内には、良好な自然的景観の維持を目的とした風致地区があります。また、杉並区景観計画では区内全域を景観計画区域と定め、「水とみどりの景観形成重点地区」、「一般地域」に区分して景観づくりの方針などを示し、みどり豊かな美しい住宅都市としてあり続けるための景観づくりを推進しています。・・・」</p> <p>・木造住宅密集地域や過密で都市的な商業地域を有してはいますが、杉並区全体として</p>	<p>本計画は、更なる脱炭素化の推進に向けて、建築物への再エネ利用設備の設置を促進する「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」の導入のために、法で規定する事項について定めるものです。</p> <p>区としても、みどりも再生可能エネルギーも重要と考えておりますが、これらに関する区の施策につきましては、杉並区みどりの基本計画や杉並区地球温暖化対策実行計画などに定めるものと理解しております。</p> <p>なお、本計画では、「みどり豊かな住宅都市」という杉並区の特徴を保全するため、再エネ利用設備設置にあたっては景観への配慮が必要である旨を計画に記載しております。</p>	無

	<p>はみどり豊かな住宅都市を指向し、重視している区民性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民が誇りにしていることに焦点を当て、他にはない、杉並ならではの内容を計画案に加筆することが重要と感じられます。 ・広く世界に目を向けると、人工的な「太陽光発電」が「みどり」と共存している実例も多くあります。 <p>無機質な機器類だけが建物に張り付く再エネ設置推奨から脱却して、本計画案が、「再エネ」も「みどり」も共に大事にしていることを示す計画案になったとき初めて「杉並区ならではの計画案」になるのではないのでしょうか。</p>		
5	<p>再エネ利用設備につきまして、太陽光パネルについて反対意見を申したいです。</p> <p>まず火災発生時にただちに消火活動が出来ない。</p> <p>そしてパネル事態に危険な成分があるため、処分出来ない危険な産業廃棄物になる。</p> <p>そんな危険なものを頑張って配置したところで、2 酸化炭素の排出削減量は現在の0.006%とききました。</p> <p>そのようにあまりに危険なものを、しかもたいしてCO2を削減できないものを努力義務化までする必要はないと思います。</p>	<p>都の「太陽光発電設置解体新書」に記載のとおり、東京消防庁では、太陽光パネルが設置されている住宅等の火災において、隊員の安全確保策を講じた上で放水による消火活動を行っています。なお、廃棄に関して太陽光パネルはリサイクルが可能であり、首都圏にも複数のリサイクル施設があります。</p> <p>太陽光発電は、日光を直接的に電力に変換するため、発電そのものに燃料が不要で、運転中は温室効果ガスを排出しません。原料採鉱・精製から廃棄に至るまでのライフサイクル中の二酸化炭素排出量を含めても、非常に少ない排出量での電力供給が可能であり、脱炭素の取組効果に寄与するものと認識しています。</p> <p>一般的な戸建住宅に太陽光発電設備を設置した場合、1 世帯あたり平均二酸化炭素排出量の60%以上の削減効果が見込まれます。</p>	無

促進区域内で適用される措置についてのご意見(第3章関連)

6	<p>・「ソーラーカーポート」記述への比重が大きすぎる点、再エネ促進全体像からみてアンバランスに感じます。</p>	<p>ソーラーカーポート等設置に関する建ぺい率、容積率等の建築基準法の特例許可の要件について、必要な事項を記載したところ、修正案の文量になったものです。</p>	無
7	<p>なお、建築士が使うことの出来る区作成のリーフレットでは、電気代がお得になることなどに加え、背景にある温暖化の現状についても言及いただきたいです。</p> <p>ところで、こちら建売住宅にはどのように適</p>	<p>ご意見はリーフレット作成時の参考にさせていただきます。</p> <p>本計画の運用を開始する令和7年(2025年)4月1日以降は、建売住宅についても建築主(販売事業者)に再エネ利用設備</p>	無

	用されふのでしょうか。つい先月、我が家の隣地に建売住宅が完工しましたが、太陽光パネルはついていません。建売住宅に対しても対策が必要だと思います。	設置の努力義務が生じます。 また、この制度とは別に、東京都の環境確保条例に基づき、年間二万㎡以上を供給する事業者には、令和7年(2025年)4月1日から太陽光発電設備の設置が義務化されます。	
8	再生エネルギー利用設備としてソーラーパネルが挙げられていますが、火災時に放水ができない、廃棄時に有害物質が漏洩するなどの危険性が指摘されています。杉並区はただでさえハザードマップの火災リスクが高い地域が多いので、火災時の延焼や二次災害が懸念されるのではないのでしょうか。努力義務とするのならば、その点について区で準備している対策を示してほしいです	都の「太陽光発電設置解体新書」に記載のとおり、東京消防庁では、太陽光パネルが設置されている住宅等の火災において、隊員の安全確保策を講じた上で放水による消火活動を行っています。 また、太陽光パネルの廃棄に当たっては、専門事業者を通じてリサイクル等も含めた適切な処理が行われていると認識しております。なお、都は太陽光パネルリサイクル費用の助成を行っており、区ホームページでも紹介しております。	無

建築物への再エネ利用設備の設置促進及び普及啓発についてのご意見(第5章・第6章関連)

9	<p>該当案件に対する支援は基本的に新設工事が対象となっていると思われます。これに加え既に設置済の設備に対する改修修理に対する支援を拡大して頂きたいと思っています。</p> <p>当方は設置して15年になり特にパワーコンディショナが5年前に修理しましたが寿命は5年程と言われました。パネル自体の修理は必要無いと思われますがパワーコンディショナの互換製品が無いようでどうするかも問題ですし蓄電池と組合せた改修ができるかもしれないと思っています。何れにしても費用はかなりかかりそうです。</p> <p>同様な事例はかなり発生しているのではないかとというのが提案の理由です。</p>	<p>都ではパワーコンディショナの更新費用に対して、対象経費の2分の1、10万円を上限として補助金を支給していますので、引き続き制度の周知に努めてまいります。</p>	無
10	<p>「第6章 建築物への再エネ利用設備設置の普及啓発・機運醸成に関する事項」の見直し構成について私見を述べさせていただきます。</p> <p>■「第6章 建築物への再エネ利用設備設置の普及啓発・機運醸成に関する事項」への構成見直しの提案</p> <p>・「6-1」に、杉並区の「普及啓発・機運醸成」のことがわずか4行で記載されていますが、少なすぎます。この内容の厚みをしっかり増やすことが重要です。</p> <p>・提案として最初に「6-1 東京都と連携した普及啓発・機運醸成」を置き、次に「6-2 杉並区ならではの再エネ利用設備の</p>	<p>普及啓発・機運醸成についてのご意見を踏まえ、第6章建築物への再エネ利用設備設置の普及啓発・機運醸成に関する事項に、区立施設を通じて行っている普及啓発の取組等を記載します。その他のご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>	有

<p>普及啓発・機運醸成」を置き、将来展望を含めた内容をたくさん、具体的に打ち出すべきです。</p> <p>■「第 6 章／6-2 杉並区ならではの再エネ利用設備の普及啓発・機運醸成」の構成提案；</p> <p>(1)リーフレット・HP での設置促進案内；杉並区では、区民向けに本制度の内容、再エネ利用設備導入の効果および設置促進に資する補助制度等を記載したリーフレットを作成してHP掲載。HPのほか、区役所、区民事務所、図書館等での配付も行います。</p> <p>(2)普及啓発講座等の企画・開催；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再エネの技術は日進月歩です。最前線の専門家から年間を通じて定期的に学ぶ講座等を企画・開催します。 ・グローバルな視点で、海外・国内の優良事例を学び、導入のメリットや新技術について学習します。 ・日本では事例の少ない「再エネ設備と緑化との共存の優良事例」は海外には多数あり杉並区民は全国どの自治体よりも早く、国内で先陣をきって学びの機会を得ることが期待されます。 ・オンライン講座が開催コストの点で現実的ですので、積極的に取り入れます。 ・一過性の行事は避け、広く区民で共有するために、アーカイブ配信を前提に企画します。 <p>(3)杉並区内の優良事例の発掘と紹介、区外優良事例の研究；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区内の優良設置事例の発掘と紹介。(状況が許せば顕彰事業も有効) ・進行中の杉並区内の建築計画やまちづくりにおける優良事例の学習 ・区外の優良事例の見学会開催や導入に向けての情報共有 <p>(4)杉並区内の公共施設における実践を目指す；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区全体での公共施設を舞台とした再エネの有効活用を研究・実践。 ・クリエイティブな研究企画の担当部署を区役所内に設ける。 ・【一例】 ＜防災拠点を兼ねた再エネの効果的な連携活用＞ 		
---	--	--

<p>杉並区内近隣地域のグループ化された 5～10 の学校・病院等がネットワーク連携して、災害時にも協力できる体制を日常からつくる。児童・生徒のカーボンニュートラル学習に利用すると同時に再エネの活用を通じて地域住民と公共施設が平時から強い絆を形成する。「再エネ」を核に置いた防災拠点の事例を、区内全地域で公平に、システムティックに展開・実践する。</p> <p>【他の例】住宅に限定しない、公共施設・商業施設・企業施設・鉄道施設・道路・河川ほか建物に張付いた設備に限定せず、再エネ設備設置の促進に関するアイデアを発信する部署を区役所内に設けると同時に広く区民のアイデアも募り、区民・産・官・学一体で促進に寄与する全身体制を構築してゆく。</p> <p>-----</p> <p>上記提案に関係する参考情報を以下に挙げ、意見提出とさせていただきます。</p> <p>< 参考情報一覧 ></p> <p>(1) JIA2050 カーボンニュートラル連続セミナー(2023.12.12-岸本聡子区長登壇) https://www.jia.or.jp/jia-official/cms/wp-content/uploads/2023/11/a57ca7b476e1046180b8780d5b49adb0.pdf https://www.youtube.com/watch?v=FYlqT0mpeyg https://www.jia.or.jp/jia-official/cms/wp-content/uploads/2023/12/a9c5a4a63f1a39b4e0957e895f15c105.pdf</p> <p>(2) JIA 杉並地域会・土曜学校(2021.11.27) https://jia-kanto.org/suginami/84/ https://jia-kanto.org/suginami/wp/wp-content/uploads/2022/11/doyou_2021_2.pdf https://jia-kanto.org/suginami/84/</p> <p>(3) 滝川薫氏(SJS スイス-日本サステナビリティ交流会代表)紹介 2024 年スイス・ソーラー大賞 受賞事例(非住宅) ○自転車道の屋根として設置した例 https://www.solaragentur.ch/de/solarpreis/schweizer-solarpreis/2024/piste-cyclable-sig-1242-satignyge</p>		
--	--	--

	<p>○国の兵舎の倉庫の屋根として採光型パネルを設置した例 https://www.solaragentur.ch/de/solarpreis/schweizer-solarpreis/2024/455- armasuisse-immobilier-eigent-1860-aiglevd ○温室の屋根に日よけとして設置した例 https://www.solaragentur.ch/de/solarpreis/schweizer-solarpreis/2024/agri-pv-lubera- 9470-buchssg ○1491年築造の教会の屋根材として設置した例 https://www.solaragentur.ch/de/solarpreis/schweizer-solarpreis/2024/185- reformierte-peb-kirche-trin-7014-tringr (4)211206-田中良(前)区長への提出資料 「杉並の 2050 カーボンニュートラルへの挑戦」 JIA 杉並地域会 寺尾信子・河野進・石井祐樹・利光収 https://www.studioteraos.com/_files/ugd/1115ec_e02f28b4c7db4738a9291bf597c8c2ad.pdf</p>		
11	<p>■過去の失敗; ・わずか3年前、JIA 杉並地域会・土曜学校で、再生可能エネルギー、特に「太陽光発電」の話題を採り上げたとき、専門家を含め、全体として無関心もしくは冷ややかで、行事の後援依頼に応じて頂けないケースもありました。とりわけこの地域では「太陽光発電」にネガティブなイメージが浸透しているらしいことを肌で感じました。 ・本計画案を通読しますと、再エネ(太陽光発電設備・太陽熱利用設備)の利用が社会的に常識化しつつあるように読み取れますが、杉並区民全体の意識が、短期間に変化しているとは考えにくいです。</p>	<p>区民への再エネ利用設備の普及啓発・機運醸成に向けて、わかりやすい情報提供に取り組んでまいります。</p>	無
12	<p>一般家庭へ再生可能エネルギーを推進することも必要だと思うので、建築士や工務店などが説明しやすいパンフの作成などで普及に努めつつ、助成金の用意も大事かと思えます。</p>	<p>再エネ利用設備導入費用助成は平成15年(2003年)から行っており、設置促進に努めているところです。また区民及び説明義務が生じる建築士に向けたリーフレット配布等による普及啓発の取組を進めていきます。 再エネ利用設備の普及啓発・機運醸成に向けて、わかりやすい情報提供に取り組んでまいります。</p>	無
13	<p>できるだけ広い面積での設置が電力を産むことを考えたら、屋上面積のある自社ビルの</p>	<p>事業所やマンション、商店街を含め、様々な用途の建物で設置していただける</p>	無

	企業やマンションのオーナーへの積極的な声掛けも。それと、商店街のアーケードの屋根などを活用してもらうようにするなど。	よう、再エネ利用設備の普及啓発に努めてまいります。	
--	--	---------------------------	--

その他の区の施策についてのご意見

14	ちなみに、本件はできない再エネ設備に関してなのでここで求めることではないかもしれませんが、建物の断熱レベルについても、国より高い基準を求めるなどの区としての施策を求めます。こちらも建築士に対して説明義務を課すべきものだと思います。合わせて検討をお願いします。	この制度とは別になりますが、建築士による断熱などの建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項の説明については、建築物省エネ法の改正により令和7年(2025年)4月1日から努力義務化されます。本制度による建築士の説明義務と併せて、説明を行っていただけるよう、建築士へ働きかけてまいります。	無
15	■「建築物」に張り付いた設備から、敷地内全体もしくは街全体での設備対応を示唆し記述を広げること； ・計画案の内容では、「建築物」に張り付いた設備の規定が詳述されています。 ・法律適用の緩和という観点で、これを否定はしませんが、「設置の促進」について建築物に張り付いていない設備の促進についての言及も盛り込むことを期待します。	本計画は、法に基づき建物に設置する再エネ利用設備について定めるものであることから、建築物に設置する再エネ利用設備について記載しています。建築物への設置以外の再エネ利用設備については、杉並区地球温暖化実行計画の中で記載しています。	無
16	設置の促進に関することではないのですが。公共施設や個人設置レベルでなく、もっと地域住民がみんなで電気を作って、みんなで使う仕組みを作っていく必要があると思います。	今年度実施した杉並区気候区民会議でも、一人ひとりが発電に取り組んで、再生可能エネルギーを地産地消することを目指す旨の意見提案がありました。区では、区民・事業者とともに、より一層の再生可能エネルギーの普及促進に向けて取り組んでまいります。	無
17	たとえば商店街のアーケードの屋根に設置したりして商店街レベルで管理するとか。売電して商店街の運営費に当てたり、住民みんなが参加できる仕組みが欲しいです。農園などの設置可能だと思うので、今後は地域レベルでの動きだと思います。	商店街のアーケードへのソーラーパネルの設置につきましては、都及び区において、補助制度を設けておりますので、引き続き商店街へ周知を図ってまいります。農園へのソーラーパネルの設置につきましては、生産緑地法上の農地は売電を目的とした太陽光発電設備の設置はできない規定になっており、農地の大半が生産緑地である杉並区においては、難しさがありません。今後、法改正などでご提案いただいた取組を進めることができましたら、検討させていただきます。	無
18	ただもっと早く再生可能エネルギーを広げていくには、庁舎はじめあちこちの公共施設に率先して太陽光パネルと蓄電の装置を設置していったほうがいいのではないかと思います。	区立施設の再エネについては、杉並区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)で重点的取組として位置づけ、可能な限り太陽光発電や蓄電池等の再生可能エネルギー設備の導入拡大を進めることと	無

		しています。また、空間の有効活用の可能性について検証することを目的として設置した路面太陽光発電の発電量や区立施設に設置している太陽光発電設備導入容量を区ホームページに掲載するなど、区民・事業者への普及啓発にも努めてまいります。	
19	公園などにもパネルと蓄電装置を設置した屋根付きのオープンな休憩スペースを設けて、それこそ参加型予算のアイデアにあった太陽光での電灯と充電ができるようにするなどどうでしょう。	規模の大きな公園の新設や改修の機会を捉え、導入の検討を進めてまいります。	無
20	それから、ソーラーシェアリングで農業をやっている人たちが最近ではだいぶ増えました。杉並にも農園や農地が結構ありますが、適度な日陰を作って農作業をしつつ電気を作り出すことができるので、農地での太陽光発電ができれば一石二鳥で多くの電力ができるのではないかと思います。 そんなソーラーシェアリング農地などでできた電力を、再エネを扱う電力会社(例えばグリーンピープルズパワーなど)に運用してもらい杉並区民が使えるようなシステムができるといいなと思います。区内で作ったエネルギーを区民が使う地産地消エネルギー、できないかな。	ソーラーシェアリングは、太陽光を農業生産と発電の双方で活用する取組で、農産物の収入に加え、再生可能エネルギーの創出や、売電による収入や自家での利用など、農業経営、営農活動のメリットが期待できます。 しかし、生産緑地法上の農地は売電を目的としたソーラーシェアリングは設置できない規定になっており、農地の大半が生産緑地である杉並区においては、ソーラーシェアリングの普及には難しさがあります。 今後、法改正などでご提案いただいた取組を進めることができましたら、検討させていただきます。	無
21	それと、これは関係なく旧若杉小跡地の活用の話になってしまうのですが、ソーラーシェアリング農地の一つとして杉並野菜を作り、飲食提供できる場を作るのも活用の中の一つに入れたい(まだ一部の案です)など考え中。	旧若杉小学校跡地の本格活用については、その内容を検討するワークショップを実施しており、今後、オープンハウス等により区民の方からの意見もいただきながら、令和7年度(2025年度)に基本方針を策定する予定です。 今回いただいた意見につきましても、跡地活用を検討する際の参考にさせていただきます。	無
22	江東区では水素のバスが運行しているそうです。 すぎ丸など区内の路線バスを水素バスしてみるのはいかがでしょうか？ 併せて水素ステーションを設置してはいかがでしょうか。	南北バスすぎ丸に関しては、現状小型の水素バス車両が販売されていない等の理由を含め、杉並区地域公共交通計画に基づき電気バスを導入することとしており、現在1台の電気バス車両を導入し運行しているところです。	無
23	区営住宅の新改築→緑豊かな敷地面積(狭ければ住宅部分を上へ延ばす)。 1Fを共同共用部分(ゆうゆう館等の機能)・学生・若者・障害・高令者用の居室やグループホーム等に活用。 公共交通機関等へのアクセス重視。区民ニ	区営住宅に関しては、公営住宅法により耐用年数が築70年とされており、現在、改築時期を迎えている住宅はありません。将来的な改築に際しては、いただいたご意見を参考に取組を進めてまいります。	無

<p>ーズをしっかり掴んで建築に反映させていく。 自然エネルギー100%活用。生ゴミを飼料に、敷地用に菜園を、ベンチを置いてくつろげるスペースを！！ 区民・利用者が計画立案等に参加できる機会を設ける。</p>		
--	--	--